

一般社団法人かみいしづ緑の村公社定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人かみいしづ緑の村公社と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を岐阜県大垣市上石津町に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、公園内の各施設の活用を通じて、将来的に豊かで健康的な文化生活を享受できる環境づくりの推進と、多くの人々に対する自然との共生の認知向上のために、各種自然体験学習等の企画運営を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 各種自然体験教室等の開催及び企画運営に関する事業
- (2) 青少年の宿泊研修の受け入れに関する事業
- (3) 自然環境及び里山環境の保全及び活用に関する事業
- (4) 大垣市かみいしづ緑の村公園施設等の運営及び管理に関する事業
- (5) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

- 2 前項第1号、第2号及び第3号の事業は公益事業とし、大垣市及びその周辺において行う。

第3章 社員

(法人の構成員)

第5条 この法人の社員は、この法人の事業に賛同して、次条の規定により入社した個人又は団体とする。

(入社)

第6条 社員として入社しようとする者は、入会申込書を理事長に提出して、入社申し込みを行うものとする。

- 2 入社は、社員総会及び理事会において可否を決定し、これを本人に通知する。

(入会金及び会費)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員は入会金として、1万円を支払うものとする。

(任意退社)

第8条 社員は退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって、当該社員を除名することができる。

- (1) この定款、その他の規則に違反したとき
- (2) この法人の名誉を毀損し又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき

(社員の資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、社員は次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 会費の納入が6箇月以上なされなかったとき
- (2) 総社員が同意したとき
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入社の基準及び入会金並びに会費の額
- (2) 社員の除名
- (3) 理事及び監事（以下「役員」という）の選任及び解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 事業計画書、収支予算書の承認
- (6) 貸借対照表、正味財産増減計算書、財産目録及びこれらの附属明細書の承認
- (7) 定款の変更
- (8) 事業の全部又は一部の譲渡
- (9) 解散及び残余財産の帰属の決定
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又は、この定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は定時社員総会として毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催するほか、臨時社員総会として必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対して、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求できる。

(議長)

第15条 社員総会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が社員総会の議長となる。

(議決権)

第16条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 社員総会の議決は、総社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の議決は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上の多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。
- 4 社員総会に出席できない社員は、委任状その他の代理権を証明する書面を理事長に提出して、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、前項の規定の適用については、社員総会に出席したものとみなす。
- 5 理事会において、社員総会に出席しない社員が書面又は電磁的方法で議決権を行使することができることを定めたときは、社員総会に出席できない社員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合においては、当該議決権の数を第1項から第3項までの出席した社員の議決権の数に算入する。

(決議の省略)

第18条 理事又は社員が社員総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の議決があったものとみなす。この場合においては、その手続きを第14条第1項の理事会において定めるものとし、

第15条から前条までの規定は適用しない。

(議事録)

- 第19条 社員総会議事録については、法令の定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長は前項の議事録に記名押印する。
 - 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備えおかねなければならない。前条の規定により作成した社員総会の省略の意思表示を記載した書面、第17条第4項に規定する委任状その他代理権を証明する書面及び第17条第5項に規定する議決権行使書についても同様とする。

第5章 役員

(役員を設置)

- 第20条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事7名以上9名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する代表理事とする。

(役員を選任)

- 第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
 - 3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

- 第22条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
 - 3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
 - 4 理事長に事故あるときは副理事長が理事長の職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

- 第23条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

- 第24条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時社員総会の終結のときまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 理事又は監事については、再任を妨げない。
- 4 理事又は監事が第20条に定める定数に足りなくなるとき又は欠けたときは、任期満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 役員は社員総会の議決によって、解任することができる。

(報酬等)

第26条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員については、社員総会において定める総額の範囲内において、報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員には費用を弁償することができる。
- 3 第1項ただし書きに規定する報酬等の支給については、理事等の勤務形態に応じた報酬等の区分、金額の算定方法、支給の方法及び形態が明らかとなるように、社員総会の議決により定めるものとする。

(損害賠償責任の免除)

第27条 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

- 2 この法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第115条第1項の規定により、外部理事又は外部監事との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度は、同法第113条で定める最低責任限度額とする。

第6章 理事会

(理事会の設置)

第28条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第29条 理事会は次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督

(3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

(議長)

第31条 理事会の議長は、理事長とする。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会の議長となる。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、理事の全員が当該提案について、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案に異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。ただし、代表理事の変更を行う理事会については、他の出席した理事も記名押印する。
- 3 第1項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。前条第2項の規定により作成した理事会の決議の省略の意思表示を記載した書面についても、同様とする。

第7章 財産及び会計

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て社員総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3箇月以内に、理

事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て定時社員総会に提出し、第1号及び第2号の書類については、その内容を報告し、第3号から第7号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 公益目的支出計画実施報告書
 - (4) 貸借対照表
 - (5) 正味財産増減計算書
 - (6) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (7) 財産目録
- 2 第1項の規定により、報告又は承認された書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 役員の名簿
 - (3) 役員の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 3 定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、役員名簿及び社員名簿の記載事項のうち、個人の住所については、一般の閲覧に供しないものとする。
- 5 貸借対照表は、定時社員総会の終結後遅滞なく、公告しなければならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第37条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

- 2 第1項の規定にかかわらず、第39条の規定は、これを変更することができない。

(解散)

第38条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(剰余金の処分制限)

第39条 この法人は、剰余金の分配をすることはできない。

(残余財産の帰属)

第40条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第17号にかかげる法人又は国若しくは、地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告)

第41条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他のやむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報による。

第10章 事務局その他

(事務局)

第42条 この法人に事務局を置き、職員の任命は法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が行う。

- 2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

(委任)

第43条 この定款に定めるもののほか、この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 第21条の規定にかかわらず、この法人の最初の理事長は子林英一、副理事長は鈴木利通とする。